

市区町村別集計項目(推進体制等)

沖縄県	
市区町村数	41

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無	
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)		問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係
					17	17	18				41				
47	201	那覇市	平和交流・男女参画課	1	2	1	1	那覇市男女共同参画推進条例	2005年3月30日	2005年4月1日		第4次那覇市男女共同参画計画(なほ男女平等推進プラン)	2019年12月 ~ 2029年3月	1	1
47	205	宜野湾市	市民協働課	1	2	1	1	宜野湾市男女共同参画推進条例	2021年3月26日	2021年7月1日		第3次宜野湾市男女共同参画計画 はごろもぶらん(改定版)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1
47	207	石垣市	平和協働推進課	1	2	1	1	石垣市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年6月1日		第3次石垣市男女共同参画計画(改定版)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
47	208	浦添市	市民協働・男女共同参画課	1	2	1	1	浦添市男女共同参画推進条例	2007年12月25日	2008年4月1日		第3次浦添市男女共同参画行動計画(改訂版)	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1
47	209	名護市	地域力推進課	1	2	1	1	名護市男女共同参画推進条例	2011年12月22日	2012年4月1日		第2次名護市男女共同参画計画あい・愛プラン	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1
47	210	糸満市	企画部政策推進課	1	2	1	1	糸満市男女共同参画社会推進条例	2010年3月26日	2010年4月1日		第3次糸満市男女共同参画計画～いちまんVIVOプラン～	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1
47	211	沖縄市	平和・男女共同課	1	2	1	1	沖縄市男女共同参画推進条例	2011年12月21日	2011年12月21日		第3次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	1	1
47	212	豊見城市	市民部協働のまち推進課	1	2	1	1	豊見城市男女共同参画推進条例	2012年12月28日	2013年4月1日		第3次男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1
47	213	うるま市	共生推進室	1	2	1	1	うるま市男女共同参画推進条例	2013年12月24日	2014年4月1日		第2次うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1
47	214	宮古島市	企画政策部 働く女性の家	1	2	1	1	宮古島市男女共同参画推進条例	2018年3月29日	2018年4月1日		第4次宮古島市男女共同参画計画 ういざプラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
47	215	南城市	まちづくり推進課	1	2	1	1	南城市男女共同参画推進条例	2016年9月23日	2016年11月1日		第2次南城市男女共同参画行動計画～なんじょう四間切輝きプラン～	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1
47	301	国頭村	総務課	1	2	0	0				0			0	0
47	302	大宜味村	総務課	1	2	0	0				2			0	0
47	303	東村	総務財政課	1	2	0	0				0			0	0
47	306	今帰仁村	総務課	1	2	0	0				0			0	0
47	308	本部町	総務課	1	2	0	0				2	(第4次本部町総合計画)	2016年3月 ~ 2025年3月	0	0
47	311	恩納村	総務課	1	2	0	0	恩納村男女共同参画推進条例	2018年3月23日	2018年3月23日		男女共同参画行動計画(ナビプラン)	2023年4月 ~ 2032年3月	1	1
47	313	宜野座村	総務課	1	2	1	1	宜野座村男女共同参画推進条例	2009年3月30日	2009年4月1日		第2次宜野座村男女共同参画推進計画～ぎのざ・りっかプラン～	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1
47	314	金武町	総務課	1	2	0	0				2			0	0
47	315	伊江村	総務課	1	1	0	1				0			0	0
47	324	読谷村	企画政策課	1	2	1	1				2	第2次読谷村男女共同参画計画～あやとりプラン～	2013年4月 ~ 2025年3月	0	1
47	325	嘉手納町	企画財政課	1	2	1	0				0	第2次嘉手納町男女共同参画計画(ハイビスカスプラン)	2023年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1
47	326	北谷町	町長室	1	2	1	1	北谷町男女共同参画推進条例	2016年3月31日	2016年4月1日		第三次北谷町男女共同参画推進計画～ちゃたんハーモニープラン～	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1
47	327	北中城村	総務課	1	2	0	0				0			0	0
47	328	中城村	総務課	1	2	0	0				0			0	0
47	329	西原町	総務部 企画財政課	1	2	1	1	西原町男女共同参画推進条例	2012年3月29日	2012年4月1日				0	1
47	348	与那原町	総務課	1	2	0	0				0	(第5次与那原町総合計画)	2019年4月 ~ 2024年3月	0	0
47	350	南風原町	企画財政課	1	2	1	1	南風原町男女共同参画推進条例	2022年3月31日	2022年4月1日		第三次南風原町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1
47	353	渡嘉敷村	総務課	1	2	0	0				0	(渡嘉敷村第5次総合計画)	2023年4月 ~ 2033年3月	0	0
47	354	座間味村	住民課	1	2	0	0				0			0	0
47	355	粟国村	総務課	1	2	0	0				2			0	0
47	356	渡名喜村	総務課	1	2	0	0				2			0	0
47	357	南大東村	総務課	1	2	0	0				0			0	0
47	358	北大東村	総務課	1	2	0	0				0			0	0
47	359	伊平屋村	総務課	1	2	0	0				2			0	0
47	360	伊是名村	総務課	1	2	0	0				0			0	1
47	361	久米島町	総務課	1	2	0	0	久米島町男女共同参画推進条例	2019年7月1日	2019年7月1日		久米島町男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2030年3月	1	1
47	362	八重瀬町	総務課	1	2	0	0				2			0	0
47	375	多良間村	総務財政課	1	2	0	0				0			0	0
47	381	竹富町	政策推進課	1	2	0	0	竹富町男女共同参画推進条例	2011年4月1日	2011年4月1日		竹富町男女共同参画推進プラン～ばいぬ島"ウィンウィン"プラン～	2013年4月1日 ~ 2022年3月31日	0	1
47	382	与那国町	長寿福祉課	1	2	0	0				0			0	0

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
2 2023年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

- 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 諮問機関
1 有
0 無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)										問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等							単独	複合	施設管理			事業運営			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	直営	指定管理者			その他	直営	指定管理者	その他			
																		0	1	0
			6									3	3	5	1	0	6	0	0	
47	201	那覇市	なは女性センター	なは女性センター	900-0004	沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ1階 Aコア	098-951-3203	098-951-3204	http://www.city.naha.okinawa.jp/shisetsu/exchange/heiwa.html		○	○					○			
47	205	宜野湾市	宜野湾市人材育成交流センターめぶき	めぶき	901-2213	宜野湾市志真志一丁目15番22号	098-896-1215	098-896-1219	https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/shiminkyodo/mebuki/index.html	○		○					○			
47	205	宜野湾市	宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく	ふくふく	901-2213	宜野湾市志真志一丁目15番22-2号	098-896-1616	098-896-1219	https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/shiminkyodo/fukufuku/index.html	○		○					○			
47	207	石垣市																		
47	208	浦添市	浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター	浦添市ハーモニーセンター	901-2114	沖縄県浦添市安波茶2丁目3番5号	098-874-5711	098-874-5890	http://www.city.urasoe.lg.jp	○		○					○			
47	209	名護市																		
47	210	糸満市																		
47	211	沖縄市	沖縄市男女共同参画センター		904-0003	沖縄市住吉1-14-29 3階	098-937-0170	098-937-0175	https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/jinkendanjo/danjokyoudou/sankakucenter/index.html		○	○					○			
47	212	豊見城市																		
47	213	うるま市	うるま市男女共同参画センター		904-2214	うるま市安慶名一丁目8番1号 健康福祉センターうるみん3階	098-973-8927	098-979-7340	https://www.city.uruma.lg.jp		○	○					○			
47	214	宮古島市																		
47	215	南城市																		
47	301	国頭村																		
47	302	大宜味村																		
47	303	東村																		
47	306	今帰仁村																		
47	308	本部町																		
47	311	恩納村																		
47	313	宜野座村																		
47	314	金武町																		
47	315	伊江村																		
47	324	読谷村																		
47	325	嘉手納町																		
47	326	北谷町																		
47	327	北中城村																		
47	328	中城村																		
47	329	西原町																		
47	348	与那原町																		
47	350	南風原町																		
47	353	渡嘉敷村																		
47	354	座間味村																		
47	355	粟国村																		
47	356	渡名喜村																		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																		
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体									
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営							
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他						
47	357	南大東村																			
47	358	北大東村																			
47	359	伊平屋村																			
47	360	伊是名村																			
47	361	久米島町																			
47	362	八重瀬町																			
47	375	多良間村																			
47	381	竹富町																			
47	382	与那国町																			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用)のない職員)	用非常勤(雇用)のある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			6					6	5	5	6	2	4	1	0	1	
47	201	那覇市	なは女性センター	1996年10月1日	3	7	2,645	○	○	○	○	○	○				那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録
47	205	宜野湾市	宜野湾市人材育成交流センターめぶき	2003年4月1日	0	4	10,294	○		○	○		○				
47	205	宜野湾市	宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく	2014年5月21日	0	0	6,789	○	○		○			○			
47	207	石垣市			0	0	0										
47	208	浦添市	浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター	2018年4月1日	5	5	1,810	○	○	○	○						沖縄女性の翼 海外・国内セミナー参加者に対する補助事業
47	209	名護市			0	0	0										
47	210	糸満市			0	0	0										
47	211	沖縄市	沖縄市男女共同参画センター	2011年1月1日	2	1	1,360	○	○	○	○		○				
47	212	豊見城市			0	0	0										
47	213	うるま市	うるま市男女共同参画センター	2017年4月1日	0	0	8,007	○	○	○	○	○	○			○	
47	214	宮古島市			0	0	0										
47	215	南城市			0	0	0										
47	301	国頭村			0	0	0										
47	302	大宜味村			0	0	0										
47	303	東村			0	0	0										
47	306	今帰仁村			0	0	0										
47	308	本部町			0	0	0										
47	311	恩納村			0	0	0										
47	313	宜野座村			0	0	0										
47	314	金武町			0	0	0										
47	315	伊江村			0	0	0										
47	324	読谷村			0	0	0										
47	325	嘉手納町			0	0	0										
47	326	北谷町			0	0	0										
47	327	北中城村			0	0	0										
47	328	中城村			0	0	0										
47	329	西原町			0	0	0										
47	348	与那原町			0	0	0										
47	350	南風原町			0	0	0										
47	353	渡嘉敷村			0	0	0										
47	354	座間味村			0	0	0										
47	355	粟国村			0	0	0										
47	356	渡名喜村			0	0	0										
47	357	南大東村			0	0	0										
47	358	北大東村			0	0	0										
47	359	伊平屋村			0	0	0										
47	360	伊是名村			0	0	0										
47	361	久米島町			0	0	0										
47	362	八重瀬町			0	0	0										
47	375	多良間村			0	0	0										
47	381	竹富町			0	0	0										
47	382	与那国町			0	0	0										

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

沖縄県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			6			11	0	0.0	11	0	0.0	30	0	0.0	27	1	3.7	1,062	134	12.6
47	201	那覇市	1998年9月28日	なは男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							149	20	13.4
47	205	宜野湾市	2010年1月30日	共に輝く「ねたて」の都市・ぎのわん 男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							23	7	30.4
47	207	石垣市	2007年11月25日	みーどん(女)とびぎどん(男)でつむぐ男女共同参画都市-いしがき宣言	4	1	0	0.0	0	0								41	1	2.4
47	208	浦添市				1	0	0.0	1	0	0.0							41	5	12.2
47	209	名護市				1	0	0.0	1	0	0.0							55	4	7.3
47	210	糸満市				1	0	0.0	1	0	0.0							73	11	15.1
47	211	沖縄市				1	0	0.0	1	0	0.0							37	11	29.7
47	212	豊見城市	2014年2月9日	豊見城市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							48	3	6.3
47	213	うるま市	2013年1月26日	うるま市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							63	10	15.9
47	214	宮古島市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	8	10.4
47	215	南城市	2017年2月5日	南城市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							71	8	11.3
47	301	国頭村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	2	10.0
47	302	大宜味村										1	0	0.0	0	0		17	2	11.8
47	303	東村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	2	33.3
47	306	今帰仁村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	5	26.3
47	308	本部町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	2	14.3
47	311	恩納村										1	0	0.0	1	0	0.0	16	1	6.3
47	313	宜野座村										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
47	314	金武町										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
47	315	伊江村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
47	324	読谷村										1	0	0.0	1	0	0.0	28	2	7.1
47	325	嘉手納町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	1	16.7
47	326	北谷町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	3	27.3
47	327	北中城村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	3	21.4
47	328	中城村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	8	38.1
47	329	西原町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	5	15.6
47	348	与那原町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
47	350	南風原町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	5	25.0
47	353	渡嘉敷村										1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
47	354	座間味村										1	0	0.0	1	1	100.0	5	0	0.0
47	355	粟国村										1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
47	356	渡名喜村										1	0	0.0	0	0		0	0	
47	357	南大東村										1	0	0.0	0	0		6	0	0.0
47	358	北大東村										1	0	0.0	1	0	0.0	3	1	33.3

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち		副 市 区 長 数	うち		町 村 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		自 治 会 長 数	うち	
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称			宣 言 の 形 態	女 性 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 自 治 会 長 数
47	359	伊平屋村								1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0		
47	360	伊是名村								1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0		
47	361	久米島町								1	0	0.0	1	0	0.0	31	2	6.5		
47	362	八重瀬町								1	0	0.0	1	0	0.0	34	2	5.9		
47	375	多良間村								1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0		
47	381	竹富町								1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0		
47	382	与那国町								1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0		

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づき審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づき委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち 女性委員を含む数	総委員数	うち 女性委員等数	女性比率(%)							審議会等数	うち 女性委員を含む数	総委員数	うち 女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち 女性委員を含む数	総委員数	うち 女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち 女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち 女性委員数	女性比率(%)
															2	1	28	14	50.0	0	0	0	0								
		那覇市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		宜野湾市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		石垣市													1	1	26	14	53.8	0	0	0	0	0.0							
		浦添市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		名護市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		糸満市													1	0	2	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		沖縄市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		豊見城市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		うるま市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		宮古島市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		南城市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		国頭村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		大宜味村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		東村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		今帰仁村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		本部町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		恩納村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		宜野座村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		金武町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		伊江村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		読谷村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		嘉手納町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		北谷町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		北中城村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		中城村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		西原町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		与那原町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		南風原町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		渡嘉敷村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		座間味村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		粟国村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		渡名喜村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		南大東村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		北大東村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		伊平屋村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		伊是名村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		久米島町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		八重瀬町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		多良間村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		竹富町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
		与那国町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7										
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-5で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選じた場合、問12-5で1.を選じた場合、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
			22	1の合計	36	0	26	0						28	26	26	26	27	29			
			1	2の合計	2	21	10	36						2	4	5	5	6	2			
			1	3の合計	1	7		0						2	2	2	2	2	2			
			17	4の合計	2	8								9	9	8	8	6	6			
47	201	那覇市	1	那覇市議員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、職員(一般職の職員及び任期付採用職員をいう。以下同じ。)が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続き等について定める。	那覇市議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	1			
47	205	宜野湾市	1	宜野湾市職員旧姓等使用取扱要綱 (旧姓等使用の届出) 第3条 職員が旧姓等を使用しようとするときは、旧姓等使用届(様式第1号)により所属長を経由して任命権者に届けなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓等使用届に宜野湾市職員服務規程(昭和58年宜野湾市訓令第7号)第4条第2項に規定する履歴事項変更・追加届を添えて提出するものとする。 3 通称を使用する職員は、前項に定める書類に加え、医師の診断書を提出するものとする。	宜野湾市議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	1			
47	207	石垣市	1	石垣市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、石垣市職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員に適用する。 (令3告示168・一部改正) (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用届(様式第1号)に石垣市職員服務規程(昭和61年石垣市訓令第11号)第6条に規定する履歴事項追加変更届を添え、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。ただし、非常勤職員においては、履歴事項追加変更届の提出は不要とする。 (令3告示168・一部改正) (承認の通知) 第4条 任命権者は、前条の規定による届出があった場合、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 2 任命権者は、前条の規定により承認した場合は、旧姓使用職員台帳(様式第3号、以下「台帳」という。)に記載するものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第5条 旧姓を使用することができる文書及びデータ(以下「文書等」という。)は、法令等に触れるおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。 (人事異動等の取扱い) 第6条 任命権者は、台帳に記載した職員を人事異動により他の任命権者の事務局へ転任させたときは、当該任命権者に旧姓を使用している職員であることを旧姓使用職員異動通知書(様式第4号、以下「異動通知書」という。)により通知するものとする。 2 任命権者は、その所管する事務局の中で台帳に記載した職員の配置替えをしたときは、前項の異動通知書により新たな所属長に通知するものとする。 3 任命権者は、他の任命権者から第1項の規定による通知を受けたときは、第3条第1項に規定する届出があったものとみなす。 (旧姓使用者等の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、常に市民及び職員に誤解や混乱等が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用については、その適切な運用及び公務の円滑な運営に努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第8条 旧姓を使用する職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第5号)により所属長を経由し、任命権者に届けなければならない。 2 任命権者は、前項の届出があった場合には、台帳にその旨を記載するものとする。 3 第1項の規定により旧姓使用の中止を届け出た職員は、特段の理由なく再び旧姓使用の届出をすることはできない。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第9条 他の地方公共団体及び公益的法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要綱は、公布の日から施行する。 附 則(令和3年告示第168号) この要綱は、公布の日から施行する。	石垣市議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	1			

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7							
コ ー ド 名			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
47208	浦添市	1	浦添市職員の旧姓使用に関する規程 全文	浦添市議会	1	4	2		2		1	1	1	1	1	1	
47209	名護市	1	名護市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員を含む。以下同じ。)が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等について定める。	名護市議会	1	2	1	名護市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
47210	糸満市	1	糸満市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するため、糸満市職員(以下「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時及び非常勤の職員を除く。 (旧姓使用の申出) 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用申出書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者へ申出なければならない。 (承認の通知) 第4条 任命権者は、前条の申出書の提出があった場合、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員にすみやかに通知するものとする。 2 任命権者は、前項の通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に内容を記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用のできる文書等) 第6条 旧姓使用のできる文書、名刺その他の氏の記載を要するもの(以下「文書等」という。)の基準及び旧姓使用のできる文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。 (職員の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、市民及び職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 (雑則) 第8条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。	糸満市議会	1	2	1	糸満市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
47211	沖縄市	1	沖縄市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するとともに、職場における男女平等の実現を図るため、沖縄市職員(以下「職員」という。)が氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。	沖縄市議会	1	2	1	沖縄市議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出)第1条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
47212	豊見城市	1	豊見城市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するため、豊見城市職員(以下「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	豊見城市議会	1	2	1	豊見城市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
47213	うるま市	1	うるま市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね次に掲げる基準に該当するものとする。 (1)専ら組織内部で使用される文書等で、かつ、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの (2)職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (3)対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせないもの	うるま市議会	1	2	1	うるま市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
47214	宮古島市	1	宮古島市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この訓令は、職員が婚姻等により戸籍上の氏の変更を行った後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	宮古島市議会	1	2	1	宮古島市議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
47215	南城市	1	南城市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保証するため、南城市職員(以下「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	南城市議会	1	2	1	南城市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7								
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例									
47	301	国頭村	4	国頭村議会	1	2	1	国頭村議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
47	302	大宜味村	4	大宜味村議会	1	3	1	大宜味村議会会議規則 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	
47	303	東村	3	東村議会	1	2	1	東村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	
47	306	今帰仁村	1	今帰仁村議会	1	2	1	今帰仁村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	4	4	4	1	4		
47	308	本部町	1	本部町議会	1	3	1	本部町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	
47	311	泉納村	4	泉納村議会	2			泉納村議会会議規則				1	2	2	2	1	3		
47	313	宜野座村	1	宜野座村議会	1	2	1	宜野座村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員の出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2	1		
47	314	金武町	4	金武町議会	1	2	1	金武町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
47	315	伊江村	4	伊江村議会	1	2	1	伊江村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
47	324	読谷村	4	読谷村議会	1	3	1	読谷村議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
47	325	嘉手納町	4	嘉手納町議会	1	2	1	嘉手納町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
47	326	北谷町	1	北谷町議会	1	3	1	北谷町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	2			1	1	1	1	1	1		
47	327	北中城村	1	北中城村議会	1	4	2	北中城村職員旧姓使用取扱要綱 北中城村職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、北中城村の一般職の職員及び会計年度任用職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、改める前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申出) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申出書(第1号様式)により、所屬長を経由して任命権者に申し出なければならない。 (承認の通知) 第3条 任命権者は、前条の申出書の提出があつた場合、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、当該職員に速やかに通知するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により通知をしたときは、旧姓使用職員台帳(第3号様式)に承認の内容を記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第4号様式)により所屬長を経由して任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用のできる範囲及び文書等) 第5条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。 (1) 法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) 村民、他の市町村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合 2 旧姓の使用できる文書等の基準については、村長が別に内規で定める。 (人事異動等の場合の取扱い) 第6条 任命権者は、旧姓使用職員台帳に登載した職員を人事異動により他の任命権者の部局へ転任させたときは、当該任命権者に旧姓を使用している職員であることを旧姓使用職員異動通知書(第5号様式)により通知するものとする。同一任命権者の事務部局内で配置替えしたときも、同様とする。 2 他の任命権者から前項の通知を受けた場合は、第2条に規定する申出があつたものとみなす。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第7条 他の地方公共団体及び公益的法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (職員の責務) 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、村民、職員等に誤解及び混乱を生じさせないように努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。	2			2	2	2	2	2	2	2	2
47	328	中城村	2	中城村議会	1	4	2	西原町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するとともに、職場における男女平等の実現を図るため、職員が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものである。	2			3	3	3	3	3	3		
47	329	西原町	1	西原町議会	1	3	1	西原町議会会議規則 第2条の2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
47	348	与那原町	4	与那原町議会	1	4	2		2			4	4	4	4	4	1		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7					
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
47	350	南風原町	1	南風原町職員旧姓使用取扱要綱 南風原町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するため、南風原町職員(以下「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。 (旧姓使用の承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、原則として、南風原町職員服務規程(平成15年南風原町規程第8号)第4条第2項に規定する届出とともに、町長に提出しなければならない。 (承認) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、当該職員に通知するものとする。 2 町長は、前項の承認通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (承認の取消し) 第5条 町長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認められた場合、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。 2 町長は、前項の規定により、旧姓の使用の中止を承認したときは、その旨を職員に通知するとともに、旧姓使用者台帳に記載するものとする。 (旧姓使用の範囲) 第7条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、別表のとおりとする。 (1) 法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) 町民、他の市町村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合。ただし、専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じるおそれがないときは、この限りでない。 (職員の責務) 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 (補則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成14年10月3日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行日前に戸籍上の氏を改めた職員が、旧姓の使用を希望する場合は、平成14年11月30日までに第3条の承認申請を行うことにより、旧姓を使用できるものとする。 別表(第7条関係) 旧姓を使用できる書類の範囲の例示 1 本人の特定、同一性の確認のためのもの ① 職場での呼称 ② 名刺、名刺 ③ 事務分掌表 ④ 座席配置図 ⑤ 職員録 ⑥ 起案文書 ⑦ 各種文書における担当者氏名 ⑧ 事務引継書 ⑨ 復命書 2 権利・義務に関するもの 1 出勤簿、休暇簿、休職簿(育児休業を含む) 2 各種手当の申請書(特殊勤務手当を除く) 3 週休日の振替簿 4 時間外及び休日勤務同書兼命令簿 3 その他専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じるおそれがないとき。	南風原町議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1
47	353	渡嘉敷村	4		渡嘉敷村議会	3					4	4	2	2	2	
47	354	座間味村	4		座間味村議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	
47	355	粟国村	1		粟国村議会	1	4	2			4	4	4	4	4	
47	356	渡名喜村	4		渡名喜村議会	1	3	2			2	2	2	2	2	
47	357	南大東村	4		南大東村議会	4					4	4	4	4	4	
47	358	北大東村	4		北大東村議会	1	4	2			4	4	4	4	4	
47	359	伊平屋村	4		伊平屋村議会	4					4	4	4	4	4	
47	360	伊是名村	4		伊是名村議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7											
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
47	361	久米島町	4	八重瀬町職員の旧姓使用に関する規程	久米島町議会	1	4	2		2							3	3	3	3	3	1	
47	362	八重瀬町	1	第1条 この訓令は、八重瀬町(以下「職員」という)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条において「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改め職務上使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 第3条 職員は旧姓を使用するときは、旧姓使用申出書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者へ申し出なければならない。	八重瀬町議会	1	4	2		2							4	4	4	4	4	4	
47	375	多良間村	4	竹富町職員の旧姓使用に関する規程	多良間村議会	1	3	2	竹富町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない自由のため出席できないとき	2						4	4	4	4	2	1		
47	381	竹富町	1	第5条 職員が旧姓を使用することができる文書等は、次の各号の全てに該当するものであって、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの 2 旧姓を使用することができない文書等は、前項に規定するもの以外のものであって、おおむね別表第2に掲げる基準に該当するものとする。	竹富町議会	1	2	1		2							1	1	1	1	1	1	
47	382	与那国町	1	与那国町職員の旧姓使用に関する規定 第1条 この訓令は、与那国町職員が、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によりその氏を改める前の氏を職務上使用ことに關し必要な事項を定めるものとする。	与那国町議会	2											4	2	2	2	2	4	

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
		0	2	3				3	2	0				4		
		2	6	12	1	0	2	12	12	14				31		
		0	0	26				26	1	27				6		
		39	33							26						
47	那覇市	4	4	3				3		3			1	2		
47	宜野湾市	4	4	2				1	1	2		1	1	1		
47	石垣市	4	4	2				2	2	2		4	1			

都 市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割						
道 区	府 町	県 村 町	コ 区	ロ 町	ド 村	名	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
							議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
							1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む)	1. 行っている。	に1. 関するハラスメント防止に関する規定が定められている倫理防規に	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。		1. 位置づけられた規定がある。	
							2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。	2. 関するハラスメント防止に関する規定が定められていないが、今後、取り組む予定がある。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 明記した規定がないが、運用上も認めている。	3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)
47	208	浦添市	2	2	3							3		3	1	浦添市議会議員の旧姓使用取扱要綱 議員は、あらかじめ、議長に届け出て、次に掲げる事項を除き、婚姻等の前の戸籍の氏(以下「旧姓」という。)を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの		3	
47	209	名護市	4	4	3							3		3	1	名護市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 (通称名等の使用) 第2条 議員は、あらかじめ、議長に届け出て、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 議員報酬、費用弁償等の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 市議会共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの		1	名護市地域防災計画 第2部 第2編 第2章 第9節 避難計画 3 避難所の運営管理(地域力推進班、文化スポーツ振興班、各支所、総務班(教)) 避難所の環境 ・避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 > 間仕切り(一人暮らしの女性、高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等)の設置 > 男女別・障がい者用のトイレ、更衣(又は化粧)スペースの設置 > 女性用洗濯物の干し場の確保 > 授乳スペース・育児スペースの確保 > 巡回整備等による安全確保 > 生理用品及び女性用下着の女性による配布
47	210	糸満市	4	4	3							3		3	4			2	
47	211	沖縄市	4	4	3							3		3	1	沖縄市議会議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、議員活動の継続性を保障するとともに、議会における男女平等の実現を図るため、沖縄市議会議員(以下「議員」という。)が氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。		2	
47	212	豊見城市	4	4	2							3		3	2			2	
47	213	うるま市	4	4	3							3		3	1	うるま市議会議員の通称名等の使用に関する規程 (通称名等の使用) 第2条 議員は、次に掲げる事項を除き、通称名等を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの		2	
47	214	宮古島市	4	2	2							2	3	3	4			2	

都 市	道 区	府 町	県 村 町	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
				問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
			コ	コ	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	3. その他 その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
47	215	南城市			4	4	3			3		3	1	南城市議会議員の通称名等の使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、南城市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称又は旧漢字を新漢字に改めた氏名(以下「通称名」という。)を使用すること、及び議員が婚姻、養子縁結等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き継ぎ、又は一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称名等の使用) 第2条 議員はあらかじめ議長に届け出て、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 市議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの	2	
47	301	国頭村			4	4	3			3		3	4		2	
47	302	大真味村			4	4	3			3		3	4		2	
47	303	栗村			4	4	3			3		3	4		2	
47	306	金剛仁村			4	4	2			2	2	2	4		2	
47	308	本郷町			4	1	2			2	2	2	2		2	
47	311	恩納村			4	4	3			3	3	3	4		2	
47	313	宜野座村			4	4	3			3	3	3	2		2	
47	314	金武町			4	4	2			2	2	2	4		2	
47	315	伊江村			4	4	3			1	2	3	4		3	
47	324	読谷村			4	4	3			3	3	3	4		2	
47	325	嘉手納町			4	4	1	1	嘉手納町議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、町民全体の奉仕者及び公共の利益の追求者として、自己の職責を自覚し、その職責にふさわしい人格及び倫理の向上に努めなければならない。2 議員は、自己の地位と権限による影響力を不正に行使することによって、いかなる自己の利益も図ってはならない。 第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。(1)町民全体の代表者として、品位と名譽を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。(2)常に町民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。(5)町等職員に公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。	2	2	2	4		2	
47	326	北谷町			2	2	3			3		3	1	北谷町議会議員の通称名称の使用取扱要綱 第2条 議員は、あらかじめ、議長に届け出て、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 町村議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長が判断するもの	2	
47	327	北中城村			4	4	3			3		2	4		2	
47	328	中城村			4	2	2			2	2	2	4		2	
47	329	西原町			4	4	3			3	3	3	4		2	
47	348	与那原町			4	2	3			3	3	3	2		2	
47	350	南風原町			4	2	2			2	2	3	4	南風原町地域防災計画 ②その他所管の被害状況等の調査、対応業務に関する各担当部長への報告に関すること	1	
47	353	渡嘉敷村			4	4	3			3	3	3	4		2	
47	354	産間味村			4	1	3			3	3	3	4		2	
47	355	粟国村			4	4	1	3	パンフレット等により啓発活動を行っている	2	2	2	3		2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1		
		議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合該部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定(ハラスメント防止)を議員向け研修に口頭で説明しているか。	3. その他 その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
47356	鎌倉市	4	4	1			3	会議の中で周知している		3		2	2		3	
47357	南大東村	4	4	3						3		3	4		3	
47358	北大東村	4	4	3						3		2	4		3	
47359	伊平屋村	4	4	2						2	2	2	4		2	
47360	伊豆原村	4	4	2						2	2	2	2		2	
47361	久米島町	4	4	3						3		3	4		2	
47362	八重瀬町	4	4	3						3		3	4		2	
47375	多良間村	4	4	3						1	1	3	4		2	
47381	竹富町	4	4	2						2	2	2	4		2	
47382	与那国町	4	4	3						3		3	4		3	